旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 22 年２月 22 日

記

［掲載順序］
①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①埼玉高速鉄道株式会社　②第２種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第２―961号　④埼玉高速鉄道株式会社　埼玉県さいたま市緑区大門字宮下3888　代表取締役社長　近藤彰男　⑤本社　埼玉県さいたま市緑区大門字宮下3888　⑥平成16年９月１日　⑧平成21年８月31日　⑩1100万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県さいたま市緑区大門字宮下3888　代表取締役社長　近藤彰男

Ｂ　①京都古都観光社　②第３種旅行業　③京都府知事登録旅行業第３―511号　④坂田收　京都府京都市山科区勧修寺瀬戸河原町124番地　⑤京都古都観光社　京都府京都市山科区勧修寺瀬戸河原町124番地　⑥平成16年１月９日　⑧平成21年12月25日　⑩300万円　⑪京都府知事　⑫京都府京都市山科区勧修寺瀬戸河原町124番地　坂田收

Ｂ　①株式会社スピナ　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３―613号　④株式会社スピナ　福岡県北九州市八幡東区平野２丁目11番１号　代表取締役社長　日浅恭亘　⑤スピナ観光サービス　福岡県北九州市八幡東区枝光1777―１　⑥平成17年２月17日　⑧平成22年１月５日　⑩300万円　⑪福岡県知事　⑫福岡県北九州市八幡東区平野２丁目11番１号　株式会社スピナ　代表取締役社長　日浅恭亘

Ｂ　①佐々木康勝（ファンタジックツアー）　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３―507号　④佐々木康勝　福岡県福岡市博多区元町３－２―16―504　⑤本社営業所　福岡県福岡市博多区元町３－２―16―504　⑥平成11年７月７日　⑧平成22年１月20日　⑩300万円　⑪福岡県知事　⑫福岡県福岡市博多区元町３－２―16―504　佐々木康勝

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 22 年２月 22 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示
①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①有限会社アートトラベル　②第３種旅行業　③宮崎県知事登録旅行業第３―97号　④有限会社アートトラベル　児湯郡川南町大字川南17702番地３　代表取締役　廣田弘志　⑤本社営業所　児湯郡川南町大字川南17702番地３　⑥平成６年１月14日　⑦平成22年１月14日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①有松観光　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３―664号　④下平悦夫　名古屋市緑区有松町桶狭間字権平谷９番第437番地　⑤本社営業所　名古屋市緑区有松町桶狭間字権平谷９番第437番地　⑥昭和61年12月10日　⑦平成22年１月13日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社大木家（オーギヤ・トラベル）　②第２種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第２―1149号　④株式会社大木家　豊橋市広小路一丁目43番地　代表取締役　大木伸浩　⑤本社営業所　豊橋市広小路一丁目43番地　⑥平成16年３月31日　⑦平成21年12月22日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①株式会社都城トラベルサービス　②第２種旅行業　③宮崎県知事登録旅行業第２―15号　④株式会社都城トラベルサービス　都城市上町５街区９号　代表取締役　鷲峯隆元　⑤本社営業所　都城市上町５街区９号　⑥昭和45年11月25日　⑦平成22年１月21日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①有限会社鹿児島中央観光社　②第２種旅行業　③鹿児島県知事登録旅行業第２―181号　④有限会社鹿児島中央観光社　南さつま市加世田東本町３番地16　取締役　中野明朗　⑤本社営業所　南さつま市加世田東本町３―16　⑥平成11年６月29日　⑦平成21年６月28日　⑧260万円　⑨1300万円

Ａ　①ニチヨークリエイト株式会社（ニチヨートラベル）　②第３種旅行業　③栃木県知事登録旅行業第３―576号　④ニチヨークリエイト株式会社　足利市堀込町2541番地　代表取締役　下山茂　⑤本社営業所　足利市堀込町2541　⑥平成14年６月27日　⑦平成21年12月17日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①有限会社信栄観光　②第２種旅行業　③新潟県知事登録旅行業第２―215号　④有限会社信栄観光　十日町市辰甲843番地　代表取締役　小海義則　⑤本社営業所　十日町市辰甲843番地　⑥平成３年１月25日　⑦平成22年１月25日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①エーストラベル有限会社　②第３種旅行業　③宮崎県知事登録旅行業第３―115号　④エーストラベル有限会社　宮崎市江南二丁目24番５号　取締役　山中秀俊　⑤本社営業所　宮崎市江南二丁目24番５号　⑥平成12年３月23日　⑦平成21年３月27日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社ノーブル　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5610号　④株式会社ノーブル　東京都豊島区要町三丁目23番７号大野千川ビル606号室　代表取締役　青木延夫　⑤本社営業所　東京都豊島区要町三丁目23番７号大野千川ビル606号室　⑥平成17年５月31日　⑦平成22年１月14日　⑧60万円　⑨300万円

以上９件

東京都港区虎の門４丁目１番20号田中山ビルディング
社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博